

短期給付に係る標準処理期間

1 給付支給に関する事項

区 分	標準処理期間		備 考						
	決定期間	支給日（※1）							
療養の給付・家族療養費（現物給付）の支給 訪問看護療養費・家族訪問看護療養費の支給 高額療養費の支給 入院時食事療養費の支給 入院時生活療養費の支給 一部負担金払戻金・家族療養費附加金の支給	50日 〔診療報酬明細書受理後〕	決定月の25日	自動給付 （※2）						
療養費・家族療養費（現金給付）の支給（海外療養費を除く） 移送費・家族移送費の支給 出産費・家族出産費の支給 埋葬料・家族埋葬料の支給 傷病手当金の支給 出産手当金の支給 休業手当金の支給 育児休業手当金の支給 介護休業手当金の支給 弔慰金・家族弔慰金の支給 災害見舞金の支給 支払未済の給付請求				50日	決定月の25日	要請求			
療養費・家族療養費（現金給付）の支給（海外療養費）							120日	決定月の25日	要請求

※1 支給日が金融機関の休業日である場合は、翌営業日が支給日となります。

※2 自動給付とは、組合員証（被扶養者証）を使用する限りにおいて請求不要です。

診療報酬明細書の医療費等から給付額を計算し、原則として診療報酬明細書を支部が受理した日の属する月の翌月の支給日に給付されます。

2 組合員の資格に関する事項

区 分	標準処理期間	備 考
組合員資格の取得、組合員証の交付および個人番号の登録 任継続組合員資格の取得および組合員証の交付 任意継続組合員資格の喪失 資格喪失証明の発行	30日	
上記証の記載事項の訂正、亡失等による再交付	20日	

3 被扶養者の資格に関する事項

区 分	標準処理期間	備 考
被扶養者の認定、被扶養者証の交付および個人番号の登録 被扶養者の取消	30日	
被扶養者証の記載事項の訂正、亡失等による再交付	20日	

4 その他に関する事項

区 分	標準処理期間	備 考
高齢受給者証の交付 特定疾病療養受領証の交付 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付 上記証の記載事項の訂正、亡失等による再交付	20日	
前納された任意継続掛金の還付	50日	
第三者の行為による損害の賠償請求	180日	
レセプトの開示請求	30日	

留意事項

- 標準処理期間とは、請求書等を所属所が受理した日から、交付または支給までの処理に要する期間です。
- 標準処理期間のうち、請求書等を所属所が受理してから支部に届くまでの期間は、10日を見込んでいます。
- 標準処理期間は、書類不備の是正等を補正する期間は含まれません。